

## 第360回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年5月10日（水） 13：55～14：53
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、  
三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、平尾義徳、  
今治清孝、中村秀美
- 4 欠席委員 島崎勝弘、三木真之、團 昭紀、中西 敬、  
福井典代
- 5 事務局 宮本事務局長、加藤主査兼係長、木本主事、  
佐竹主事
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任、吉田主任主事
- 7 議 題
  - (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度に  
おける知事管理漁獲可能量の設定について
  - (2) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲  
可能量の変更について
  - (3) せん漁業の操業に関する委員会指示について
  - (4) いせえびかご漁業及び類似漁業の操業に関する委員会指示  
について
  - (5) 知事許可漁業の許可方針の改正について
  - (6) 知事許可漁業の申請期間について
  - (7) その他

## 8 議事

局長： 定刻には少し早いのですが、皆さまお揃いですのでこれより、第360回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中10名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長よろしくお願いたします。

会長： 皆さんこんにちは。

本日も大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただ今より第360回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、濱委員さんと中村委員さんにお願したいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは、県より説明をお願いたします。

水産振興課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いたします。

何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。

議題2は、「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何か質問ございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次に、議題3に移りたいと思います。

議題3は、「せん漁業の操業に関する委員会指示について」でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料3により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： この漁業権者というのは組合のことですか。

事務局： そうです。

委員： 僕が許可を出すってことやね。

事務局： 許可というか同意があればできるということです。漁業権の範囲内であれば組合員さんがやっていたいて結構です。

会長： ほかに何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することといたします。

次に、議題4に移りたいと思います。

議題4は、「いせえびかご漁業及び類似漁業の操業に関する委員会指示について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することにいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題5「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、議題6「知事許可漁業の申請期間について」でございます。

県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料5および資料6により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 募集の数はどうやって決めるん？

漁業調整課： 今回の場合であれば、現在当該漁業を行っている組合に対して聞き取りを行っています。貝けたにつきましては、1件増やしたいとの要望がございましたので、操業区域において調整がとれることを前提に1件増やしております。他のところで1件もうやらないというところについては枠を1件減らしております。

委員： 現行どおりいくところは現行どおり？これは組合から言っていけば受け付けるということ？

漁業調整課： 共同漁業権内であれば漁業権者の同意をもって調整が完了したとみなしています。調整がつかない状態での同意はないと考えています。組合から増やしたいと要望があり、調整ができているのであれば許可の数を変更します。

会長： ほかに何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題7「その他」でございます。

事務局から連絡事項があるようです。事務局から説明をお願いします。

事務局： （漁業権の切替えに関連した次回委員会の開催時期について説明）

会長： 議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

会長： それでは、特に無いようですので以上をもちまして第360回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。  
長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上